

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

被保険者の医療費負担を軽減するため、次の2点が見直されました。

① 75歳になる月の自己負担限度額が調整されます。

月の途中で75歳になって長寿医療制度に移り、その月に高額な医療費がかかった場合は、移る直前に加入していた健康保険と長寿医療制度のそれぞれで自己負担限度額までを支払うことになり、最高で限度額の2倍の金額を支払う方がいました。

今年1月からは下図の例のように月の途中で75歳になった方は、誕生日前後の健康保険で限度額が半額ずつになります(1日生まれの方は、影響がないため対象外です。)

限度額を超える額を支払った場合は、超えた額を支給します(対象者には個別にお知らせします。)

なお、平成20年4月から12月までに月の途中で75歳になった方も対象になります。

【図】自己負担限度額が半額になる例(入院で医療費が高額になった例)

◆Aさん74歳単身者(2月生まれ)で区分「一般」の場合

	1月	2月	3月
国民健康保険 被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円	
長寿医療制度		自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円
合 計	1月 44,400円 (国保・被用者保険 44,400円)	2月 44,400円 (国保・被用者保険 22,200円 長寿医療制度 22,200円)	3月 44,400円 (長寿医療制度 44,400円)

◆Bさん75歳・Cさん74歳同一世帯(2月生まれ)で区分「一般」の場合

	1月		2月		3月	
	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん
国民健康保険 被用者保険		自己負担限度額 44,400円		自己負担限度額 22,200円		
長寿医療制度	自己負担限度額 44,400円		自己負担限度額 44,400円		自己負担限度額 44,400円	
合 計	1月 88,800円 (国保・被用者保険 44,400円 長寿医療制度 44,400円)		2月 66,600円 (国保・被用者保険 22,200円 長寿医療制度 44,400円)		3月 44,400円 (長寿医療制度 44,400円)	

※同じ世帯における長寿医療制度の加入者分を合算できるため、自己負担限度額は44,400円になります。

※外来の場合も同様に半額になります。

※「現役並み所得者」「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の区分の方も同様に半額になります。

※被用者保険の自己負担限度額が図の金額と異なる場合加入先にご確認ください。

② 1月から窓口負担割合が変更になる方がいます。

病院などでの窓口負担の割合が3割の方のうち、次の要件に当てはまる方は1月から1割負担になります。

該当すると思われる方には、個別にお知らせします。

【要件】次のすべてに当てはまる方です(3割負担の方全員が該当するわけではありません。)

①同じ世帯内に長寿医療制度の被保険者が一人である。

②同じ世帯内に70歳～74歳の方が住んでいる。

③上記①と②の方の収入※1の合計額が520万円未満である。

※1 収入とは、前年(平成19年)の所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く。)であり、必要経費(公的年金等控除や給与所得控除など)や所得控除を差し引く前の額です。

問合せ 国保年金課国保老保係 ☎2512 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601